

## 2 労働組合の結成

### (1) 労働組合をつくるには

労働組合は、労働者が2人以上集まればいつでも自由に結成することができ、さらに労働組合を結成したからといって行政官庁に届け出る必要もなければ、使用者の承認を受ける必要もありません。賃金その他労働条件の維持改善、経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体で、自主的に結成され、民主的な組合規約を備えていけばよいのです。労働組合の結成やその活動は憲法により労働基本権として保障され、さらに労働組合法によって保護されているのです。

### (2) 結成準備委員会の仕事は

まず、労働組合をつくりたいと考える人達が集まって「労働組合結成準備委員会」をつくるのが普通です。この委員会は、組合をつくるための重要な役割を果たす大切な組織です。

委員会は、組合結成大会までに、次の準備を行うこととなります。

- ア 組合結成の趣意書などをつくって、その趣旨を労働者に徹底させ、1人でも多くの人々が組合へ加入するよう働きかける。
- イ 組合規約草案の作成と、できあがった組合規約草案を組合加入者に配付

して、これを十分研究させる。

- ウ 当面、組合がどのような方針で進むかという運動方針を検討する。
- エ 初めての会計年度の予算案を決め、収入のもとになる組合費をいくらにするかを定める。
- オ 組合結成大会の日時、場所、大会の順序などを定める。

### (3) 組合結成大会を開くには

労働組合は一つの団体として、その意思を決定する機関がなければなりません。総会とか大会と呼ばれるものがそれで、組合の意思を決める最高の会議ですから、組合員全員が集まって開かれるのが最も民主的といえます。そして、組合をつくるために開く大会が結成大会といわれています。

結成大会は次のような順序で行われます。

- ア 開会のことば（司会者）
- イ 議長選出
- ウ 大会書記の任命
- エ 経過報告（結成準備委員会）
- オ 各種委員会の委員選出  
資格審査委員会  
大会議事運営委員会  
選挙管理委員会
- カ 来賓あいさつ
- キ 大会構成人員の発表（資格審査委員

会)

ク 議 事

- (ア) 組合規約の審議決定
- (イ) 運動方針の審議決定
- (ウ) 予算案の審議決定

ケ 組合結成宣言

コ 組合役員の選出(選挙管理委員会)

サ 役員あいさつ

シ 閉会のあいさつ

(4) 組合を結成したら

組合結成大会が終了したら、使用者に対して速やかに結成通知(様式1)を行うとともに、大会で確認した要求書(様式2)を提出し、団体交渉(様式3)を求めて組合活動を軌道に乗せるというのが一般的です。

なお、労働組合が結成されると使用者のなかには驚いて交渉を拒否したり、組合員名簿の提出を執拗に求めたりする場合があります。

組合としてはあくまで冷静になって、使用者に組合結成の正当性、必要性などについて説明することが大切です。

〈一般的な労働組合結成までの流れ〉

